

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

令和四年九月九日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 服部圭助

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

取消年月日

根本 祥子

根本さちこ後援会

四、四、一八